

一般競争入札参加者各位

広島市水道事業管理者

番号	仕様書頁等	質問	回答
1	入札説明書10	落札結果の公表は総額のみで、単価公表はなしという認識でよろしいですか。	お見込みのとおりです。
2	入札説明書11 その他(3) 契約書(案) 第18条	入札説明書11その他(3)に契約手続における交渉の有無は無とありますが、契約手結にあたっては、契約書(案)第18条に記載のとおり、協議可能と考えてよろしいですか。	契約書の条文の追加及び変更等、締結に伴う協議はできませんが、契約書に基づく協議は可能です。
3	入札説明書9 (4)	郵送で、1回目のみ入札に参加することは可能ですか。可能な場合、2回目の入札書に「辞退」と明記した入札書の提出が必要ですか。	入札回数は3回を限度としています。2回目以降の入札を辞退する場合には、2回目の入札書に「辞退」と明記して提出してください。
4	入札附属書 ・端数処理	入札金額の積算に伴う端数処理について、以下の認識で相違ありませんか。 ① 基本料金、月額(1)欄は力率割引(仕様書記載の標準力率100%)を適用した積算後の金額を記載する。 ② 各月の基本料金と電力量料金の小計(1)(2)においては、小数点以下第2位まで保持(小数点以下第3位を四捨五入)し、円未満の端数処理は行わない。	① 相違ありません。 ② 基本料金と電力料金については、1円未満の端数を含むことができるので、端数処理は行わないでください。
5	入札附属書	(競争入札参加者)欄について、代表者の押印は不要という認識でよろしいですか。また、回答できる者の氏名、連絡先電話番号については、担当者の氏名、電話番号を記載する対応でよろしいでしょうか。	押印は不要です。 回答できる者の氏名、連絡先電話番号については担当者で差し支えありません。
6	その他	一般配電事業者が託送料金等を値上げした場合、合理的な範囲で契約単価見直し協議に応じていただけますか。	管轄電力会社の託送供給約款、電気供給約款等の契約要綱の変更、あるいは法制度の改正等により、応札額あるいは契約内容に影響を及ぼす場合には、影響が及ぶ事項につき変更協議をすることは可能です。

注 この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。なお、この用紙には業者名を記入しないこと。